

SDGs の取組

【返済不要の給付型奨学金】

「なすしん はばたき奨学金」を創設しました！



那須信用組合（本店：那須塩原市永田町 6 番 9 号、理事長 菊地一浩）では、SDGs への取組み、「相互扶助」の基本理念のもと社会貢献の一環として、母子家庭・父子家庭等の高校生を対象とした“返還不要”の給付型奨学金制度『なすしん はばたき奨学金』を創設いたしました。

本制度は、コロナ禍等により就学が困難になっている高校生の必要な学資金の一部（1 人あたり年間 10 万円を 10 名・総額 100 万円）を給付する奨学金制度で、地域において有用な人材を育成することを目的としております。

また、SDGs（17 の目標 NO4「質の高い教育をみんなに」）へ新たな取組となります。

※ 「しんくみ はばたき奨学金」の主な概要

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方を対象とします。

(1) 対象者

学生本人および保護者が那須町、那須塩原市、大田原市、那珂川町、矢板市に住所を有している母子家庭または父子家庭等の方で、前述の市、町内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）へ在学している方。

(2) 収入要件

学生本人の父母、またはこれに代わって家計を支えている人（主たる家計者 1 名）の収入が下記金額以下であること。

収入要件	給与所得者	給与所得者以外
	270万円（税込） 源泉徴収票の支払金額	135万円（税込） 確定申告書等の所得金額

2. 募集定員

10名（応募者が10名を超える場合は、当組合の基準により厳正な選考の結果、受給者を決定します）

3. 募集期間

令和5年4月3日（月）～ 令和5年4月28日（金）

4. 奨学金給付金額・給付期間

- ・1人あたり年額10万円
- ・令和5年6月～令和6年3月まで毎月1万円を給付します。

5. 応募の手続き

(1) 要項・申請書

- ・当組合最寄りの営業店で交付いたします。
- ・対象の高校へ個別にお送りします。

(2) 申請

- ・必要書類を最寄りの営業店窓口へお持ちいただくほか、当組合本部への郵送（簡易書留）で申し込みください。

本件に関するお問い合わせ

那須信用組合 地域支援部 担当 川島、渡辺

TEL 0287-36-1230 FAX 0287-36-5658

Mail shien@nasushin.co.jp

